

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局健康推進部生活衛生課 （ 06-6208-9996 ）
処分課（担当）名	健康局健康推進部生活衛生課（使用制限禁止）、動物愛護相談室（措置命令）
処分の名称	飼育動物診療施設の使用制限命令等
概要	市長は、診療施設の構造設備が基準に適合しないと認めるとき、又は施設管理者がその構造設備、医薬品その他の物品の管理及び飼育動物の収容につき遵守すべき事項を遵守していないと認めるときは、その開設者に対して、期間を定めて、その全部若しくは一部の使用を制限し、若しくは禁止し、又は期限を定めて、修繕若しくは改築を行うべきことその他必要な措置を講ずることを命じることができます。
根拠法令等 及び条項	獣医療法第 6 条
処分基準	<p>《獣医療法》 （診療施設の管理）</p> <p>第 5 条 開設者は、自ら獣医師であつてその診療施設を管理する場合のほか、獣医師にその診療施設を管理させなければならない。</p> <p>2 前項の規定により診療施設を管理する者（以下「管理者」という。）が、その構造設備、医薬品その他の物品の管理及び飼育動物の収容につき遵守すべき事項については、農林水産省令で定める。</p> <p>（診療施設の使用制限命令等）</p> <p>第 6 条 都道府県知事は、診療施設の構造設備が第 4 条の基準に適合していないと認めるとき、又は診療施設に関し前条第 2 項に規定する事項が遵守されていないと認めるときは、その開設者に対し、期間を定めて、その全部若しくは一部の使用を制限し、若しくは禁止し、又は期限を定めて、修繕若しくは改築を行うべきことその他必要な措置を講ずることを命ずることができる。</p> <p>診療施設の設備構造基準参考 1 診療施設を管理する者の遵守事項参考 2</p>
ホームページ	
備考	